

令和8(2026)年10月よりハラスメント対策強化へ

令和8年10月から、以下2つのハラスメント防止措置を講じる義務が事業主に課されます。

[1. カスタマーハラスメント]

- ① 職場(取引先や顧客自宅など業務を遂行する場所)において行われる顧客等(取引の相手方、施設の利用者その他事業に関係を有する者含む)の言動で
- ② その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより
- ③ 当該労働者の就業環境が害される

[2. 就活セクシュアルハラスメント]

- ① 求職者等(インターン、教育実習、看護実習等含む)の求職活動等(オンラインやSNS含む)において
- ② 事業主が雇用する労働者による性的な言動により
- ③ 当該求職者等の求職活動等が阻害される

【指針に定められた具体的な措置】

項目\類型	カスハラ	就活セクハラ
事業主の方針等の明確化及び周知・啓発	カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確にし、労働者に周知・啓発する	求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
	-	求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
	カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する	求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する
相談体制の整備	相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する	相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
	相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする	
事後の迅速かつ適切な対応	事実関係を迅速かつ正確に確認すること	
	被害者に対する配慮のための措置を適正に行う	
	-	行為者に対する措置を適正に行う
再発防止に向けた措置を講ずること		
対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑止措置	特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する	-
そのほか併せて講ずべき措置	相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する	
	相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する	労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

カスハラには、自社の労働者が受けるものと、自社の労働者が他社や業務委託先等に対して行為者となる2つのパターンがあります。法令で定めがあるのは前者ですが、後者についても就業規則に禁止する旨を入れることを併せてご検討ください。

他に、労働者への商品の買取強要(いわゆる自爆営業)と、意に反する性的指向等のカミングアウトの強要や禁止がパワーハラスメントに該当する行為として指針に追加されます。

ホームページ「開東社会」[「かいとうしゃかい」](https://www.kaito-sr.com/)で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載はFacebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX03-3369-2711